

<札幌市が抱える文化財保護制度に関する主な課題>

1. 市指定制度における課題

詳細な価値評価基準がない

候補物件の把握が不十分

市指定となるメリットを示せていない

【現状】 ① 市指定文化財が政令市の中で最少
② 守るべき文化財がその価値が見いだされないまま失われる可能性がある

< これまでの指定都市等への調査結果 >

1 候補物件の把握について (R2 年度指定都市調査)

最も多かった把握方法は指定都市が実施する文献調査等の事前調査 (19 都市)、次いで外部からの情報提供 (17 都市)、審議会からの建議 (10 都市) という結果。

⇒ どの指定都市も **事前調査が候補物件把握のベースにある**

2 公共以外の所有者にとっての市指定となるメリット (R2 年度指定都市調査)

ほぼ全ての指定都市が補助金等の経済的支援と考えており、次点で知名度向上を挙げていた。

⇒ 維持コストが大きい文化財にとって **経済的支援 (補助制度) は必須**

3 詳細な価値評価基準について (R3 年度指定都市調査)

(1) 市指定文化財の指定件数と詳細な価値評価基準 (以下、詳細な基準) の関係性

直近5年間の市指定文化財指定数上位9都市のうち詳細な基準があるのは3都市。

ほか6都市は詳細な基準なし。⇒ **詳細な基準の有無は指定件数に直結しない**

※ 詳細な基準がある指定都市は19都市中7都市

(2) 詳細な基準の有無によるメリット・デメリット

基準	メリット	デメリット
あり	対外的な説明のしやすさ、指定の公平性	基準が抽象的にならざるを得ない、間口を狭める
なし	柔軟な指定、過去の指定物件との均衡	客観的な判断根拠、未指定であることの説明

4 指定基準や指定プロセスにおける北海道ならではの特徴 (R3 年度道内市町への調査)

多くの市町からは「特になし」との回答があった。北海道ならではの特徴的な指定に関して特記すべき情報は得られなかった。

2. 未指定・未登録の文化財における課題

価値評価基準がない

候補物件の把握が不十分

所有者への支援策がない

【現状】 守るべき文化財がその価値が見いだされないまま失われる可能性がある
 ⇒ 具体的な価値評価の手法等について整理し、適切な保存・活用につなげていく必要がある。

<今後の検討事項>

- ① 既存の制度も含めた文化財を守っていくための手法
- ② 効果的な物件把握の手法
- ③ 経済的支援の手法

【回答票①】

<基礎情報について>

1 市内に所在する指定・登録文化財等の件数〔令和4年1月1日時点の数値を入力してください〕

※ 別添の前回調査データから変更がない場合は入力不要です（変更箇所のみ入力願います）。

分類		国指定（選定）	都府県指定	市指定	国登録	市独自の選定・登録等（市登録等）	計
有形文化財	建造物	うち国宝					0
	美術工芸品	うち国宝					0
無形文化財	芸能						0
	工芸技術						0
民俗文化財	有形						0
	無形						0
記念物	史跡	うち特別史跡					0
	名勝	うち特別名勝					0
	天然記念物	うち特別天然記念物					0
重要文化的景観			/				0
重要伝統的建造物群保存地区							0
選定保存技術							0
計		0	0	0	0	0	0

<市指定文化財の指定について>

2 貴市における直近5年間及び今年度の市指定文化財の指定件数

〔令和4年1月1日時点の情報を入力してください〕

また、詳細を【回答票②】のシートにご回答ください。

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
件数						

【設問3～7は、市指定文化財の詳細の価値評価基準を持っていない都市にお聞きします。（持っている場合は設問8へ）】

3 市指定文化財の指定案件について検討する際、詳細な基準を設けていない中で、具体的にどのようにして市指定文化財に該当するかの価値評価を行っていますか。

〔当てはまるものを選択（複数可）し、自由記載欄に内容をご記載ください〕

(選択)	(自由記載)
<input type="checkbox"/>	

- ① 既指定の市指定文化財の指定理由から判断する有識者の判断による
- ② （どのような点が市指定に該当するとの意見なのか、自由記載欄にご記入ください）
- ③ 国、都道府県の指定文化財の基準に準じている
- ④ その他（自由記載欄にご記入ください）

- 4 設問3で「◎国、都道府県の指定文化財の基準に準じている」を回答した市にお聞きします。
 詳細な指定基準を設けなくても、「国、都道府県の基準に準じる」運用で、市指定文化財制度の価値評価は十分実施可能だと考えていますか。また、具体的な運用方法をご教示下さい。

(自由記載)

- 5 詳細な指定基準を設けていないことについて、メリット、デメリットに感じていることをそれぞれ教えてください。
 [自由記載欄に内容をご記載ください]

	(自由記載)
メリット	
デメリット	

- 6 今後、各分野における詳細な指定基準を設ける予定はありますでしょうか。または、過去に指定基準の設定について検討したことがありますでしょうか。もしあれば、検討の内容等をご教示ください。

--

- 7 詳細な指定基準を設けずに市指定文化財制度を運用する中で、指定基準は必要であると考えますか。理由も併せてご回答願います。

--

- 8 市指定文化財の詳細の価値評価基準をお持ちの都市にお聞きします。
 詳細な指定基準を設けていることについて、メリット、デメリットに感じていることをそれぞれ教えてください。
 [自由記載欄に内容をご記載ください]

	(自由記載)
メリット	
デメリット	

**以上です。
ご協力ありがとうございました。**

2 貴市における直近5年間及び今年度の市指定文化財の指定件数〔令和4年1月1日時点の数値を入力してください〕

指定件数「0～2件」が5市（ただし、0件の市はない）、「3～5件」が7市、「6件以上」が9市であった。「6件以上」と回答した9市のうち3市では毎年度1件以上指定していた。

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	5年度計	R3年度
大阪市	23	3	0	0	19	45	未定
京都市	6	8	6	6	7	33	0
神戸市	4	1	2	5	4	16	0
岡山市	2	5	3	2	2	14	0
堺市	3	3	3	3	0	12	1
相模原市	4	1	3	1	0	9	0
横浜市	3	2	1	2	0	8	2
熊本市	0	0	3	2	3	8	1
福岡市	0	1	3	2	0	6	0
川崎市	1	1	2	1	0	5	0
浜松市	1	0	1	2	1	5	0
名古屋市	0	3	0	2	0	5	0
さいたま市	2	2	0	0	0	4	0
広島市	0	0	2	0	2	4	0
静岡市	1	0	1	0	1	3	0
北九州市	1	0	2	0	0	3	0
札幌市	1	1	0	0	0	2	0
仙台市	0	1	0	0	1	2	0
千葉市	1	0	0	0	0	1	0
新潟市	0	1	0	0	0	1	0

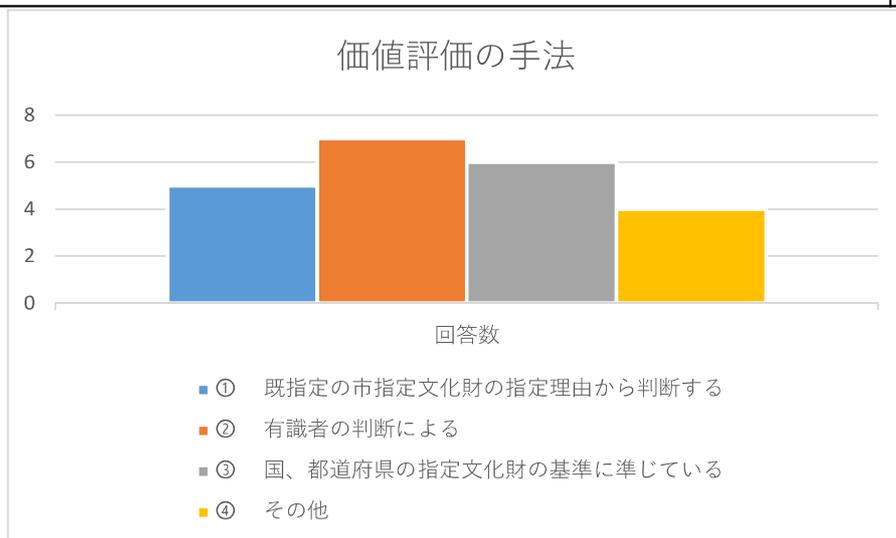
※ 上記は指定件数の多い順に並び変え

※20市の中で価値評価の基準を持つのは、千葉市・横浜市・静岡市・浜松市・京都市・大阪市・広島市

3 市指定文化財の指定案件について検討する際、詳細な基準を設けていない中で、具体的にどのようにして市指定文化財に該当するかの価値評価を行っていますか。

[当てはまるものを選択（複数可）し、自由記載欄に内容をご記載ください]

選択肢	回答数
① □ 既指定の市指定文化財の指定理由から判断する	5
② □ 有識者の判断による	7
③ 国、都道府県の指定文化財の基準に準じている	6
④ □ その他	4



②「有識者の判断による」とした市が7市と最も多かったが、複数回答する市が多かったことから、複合的に判断して検討を行っているがわかる。* 福岡市は未回答

なお、詳細な価値評価基準を持っているとしたのは以下の7市
千葉市、横浜市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、広島市

政令市	回答	自由記載
札幌市	②	文化財保護審議会での判断による。
仙台市	① ②	既指定の指定文化財と同等以上の文化財的価値を有するかどうかで判断している
さいたま市	① ② ③	「国、都道府県の基準に準じる」か否か、既指定の市指定文化財の価値との整合性も含め、どのような部分に価値があるか等を、事務局が素案を作成し、審議会において有識者に判断いただくことで行っています。
千葉市	-	
横浜市	② * 回答上は無記載	「詳細な基準」がどの程度のものかは判断しかねますが、非公表の指定及び登録基準は存在します。実務的には基準に一つ一つ照らして判断するというより、文化財保護審議会の判断によるところが大きいです。
川崎市	③	
相模原市	④	既存の指定(登録)基準に照らし、文化財類型種別ごとに候補をリスト化し、当該年度の指定(登録)テーマ等を勘案して市文化財保護審議会へ諮問します。審議会では、事務局提案に対する調査作業の中で、分野委員の所見を中心に審議会全体の価値評価(答申)として結んでいます。
新潟市	① ②	・既指定の指定理由や指定基準と照らし合わせて、著しくそれから逸脱しないこと。 ・新潟市の歴史や文化的特徴をよく表すものや、新潟を代表する作者による作品等。
静岡市	-	
浜松市	-	

名古屋市	① ② ③	有識者の判断により表現は異なるが指定理由の結びに以下のような記載が用いられている。 市内で雄一の存在、この地方の歴史、文化がどのように形成されてきたかを考える上で貴重な存在、これらの時代性、他例をみない形状の特殊性を鑑みて指定文化財としての価値を十分に有している など
京都市	-	
大阪市	-	
堺市	① ②	
神戸市	②	文化財保護審議会の委員との協議による。
岡山市	②	悉皆調査、博物館等による調査研究、その他調査報告等に基づいて候補を選定。選定においては、「悉皆調査で二次調査の対象としたもの」などの目安はあるが、基準は設けていない。文化財保護審議会の調査、審議、諮問をへて指定。歴史性、芸術・工芸的完成度、学術的価値、希少性など評価。
広島市	-	
北九州市	①	最終的には、有識者を委員とする市文化財保護審議会（委員定員15名）で判断する。 審議会への諮問に際しては、主に本市学芸員の意見によるが、その際は、域内に類似のものがないか、その分野の特徴を最も強く示しているか、指定文化財として保存・活用することが適当なものか、国指定、県指定が適当なものではないか等を勘案する。
福岡市	未回答	
熊本市	① ② ③ ④	被災文化財を中心に価値が明らかなものから文化財保護委員会委員の意見を基に諮問している。その際、既指定の文化財との比較で遜色ないか、これまでに指定のないジャンルであれば他市町村、県指定などの文化財と比較して遜色ないかを確認している。また、同ジャンルの文化財についてリスト化し、大きさや年代の位置づけを明らかにしている。

4 詳細な指定基準を設けなくても、「国、都道府県の基準に準じる」運用で、市指定文化財制度の価値評価は十分実施可能だと考えていますか。また、具体的な運用方法をご教示下さい。

※ 設問3で「◎ 国、都道府県の指定文化財の基準に準じている」を回答した市が回答対象

政令市	回答
さいたま市	設問3の回答のとおり、「国、都道府県の基準に準じる」運用と併せて、審議会において、既指定の市指定文化財の価値とも整合性を図る等の有識者の判断を得ることで運用しております。基準がないことで様々な場面で苦慮しており、十分実施可能だとは言えない状況です。
川崎市	指定案件の場合、国・県の基準をもとに指定候補文化財について調査を行った後、教育委員会に対して、本市文化財審議会への諮問を経て、教育委員会において指定の決定を行う。
名古屋市	実施可能と考えている。 国の指定基準といっても抽象的な表現が使われており、仮に市独自の指定基準を設けても違いを明確に説明することは困難と考える。一方で、有識者も重要文化財や県指定文化財の存在を認知しているため、潜在的に国や県の指定基準に準じた表現を指定理由に用いることが想定される。
堺市	市独自の指定基準は必要であると考えているが、現在は指定基準を設けるまでの暫定として国の指定基準を参考にしている。
北九州市	最終的には、有識者を委員とする市文化財保護審議会（委員定員15名）で判断する。 審議会への諮問に際しては、主に本市学芸員の意見によるが、その際は、域内に類似のものがなか、その分野の特徴を最も強く示しているか、指定文化財として保存・活用することが適当なものか、国指定、県指定が適当なものではないか等を勘案する。 ※ 設問3の自由記載欄に記載の内容
熊本市	市と国、県の事情は異なるのであくまで参考である。十分に基準を満たしている場合は県に情報提供等も行っている。

<国、都道府県の基準準用で可能派>

川崎市、名古屋市、北九州市、熊本市

名古屋市・・・国の指定基準も抽象的で独自に基準を設けても違いを明確にするのは難しい。

独自の基準を設けても潜在的に国や県の指定基準に準じる形になりそう。

熊本市・・・市と国、県で事情は異なるし、あくまで参考。

<基準準用だと厳しい派（どちらかというと）>

さいたま市、堺市

さいたま市・・・基準がないことで苦慮している。

堺市・・・指定基準を設けるまでの暫定として国の指定基準を参考

5 詳細な指定基準を設けていないことについて、メリット、デメリットに感じていることをそれぞれ教えてください。〔自由記載欄に内容をご記載ください〕

政令市	回答	
札幌市	メリット	間口を広く設け、様々な未指定文化財を候補とできる。
	デメリット	市指定文化財の候補に挙げた物件について、市指定をする価値があるのかどうか判断がしづらい。
仙台市	メリット	柔軟な運用が可能な点
	デメリット	未指定文化財を指定しないことの客観的な説明がしづらい点
さいたま市	メリット	特に県の指定基準に準じることで、県指定と価値の考え方がそろうため、県指定と市指定で、価値や種別が乖離した指定が起こりにくいことが、あえて言うならメリットかと思えます。
	デメリット	市民等から自薦・他薦の話があった場合、指定基準を明確に示せないため、やり取りに苦慮することがあります。また、審議会においては、指定基準がないことで、事務局の素案と審議会での判断にズレが生じることもあります。なお、地方登録制度の導入を研究中ですが、導入にあたっては、指定基準、登録基準双方を設ける必要があると考えています。
川崎市	メリット	過去の指定案件との比較等を行うなど均衡を図ることができる。
	デメリット	所有者が指定文化財への登録を希望する場合、画一的な基準があるほうが説明しやすい。
相模原市	メリット	類型毎に豊富な候補が存在するわけでもなく、ある程度の融通性をもって進められるところ。
	デメリット	同種同類・同時代の候補選定には事務局の恣意性が問われる可能性があり、客観性に立脚した根拠を整えられない。
新潟市	メリット	指定対象を広範に捉えることができ、柔軟に対応することができる。
	デメリット	指定対象の絞り込みや検討・審議が困難になりがち。
名古屋市	メリット	有識者の判断を尊重できる。 時代の流れによって指定の範囲に広がりが生じても柔軟に対応が可能。
	デメリット	特になし
堺市	メリット	特になし
	デメリット	外部から指定の妥当性を問われたときに根拠になる
神戸市	メリット	多面的に候補物件を選定できる。
	デメリット	客観的な判断の根拠に欠ける。
岡山市	メリット	文化財に対する評価は変化するため柔軟に対応できる。
	デメリット	特になし
北九州市	メリット	多種多様な文化財に柔軟に対応できる。
	デメリット	機械的に対応できず、そのつど時間をかけた協議が必要となる。 また、指定対象としなかったことを追及された場合への対応が難しくなる。
熊本市	メリット	文化財には様々なものがあり、新たな考えが出てきても柔軟に対応できる。
	デメリット	デメリットではないが、基準がない中で指定するので、十分な情報公開をしながら進めなくてはならない。

メリットとまとめると・・・
指定対象を広くとらえることができ柔軟に対応可能、過去の指定物件との均衡がとれる。

デメリットをまとめると・・・
未指定文化財を指定しないことへの説明が難しい、客観的な判断の根拠に欠ける。

6 今後、各分野における詳細な指定基準を設ける予定はありますでしょうか。または、過去に指定基準の設定について検討したことがありますでしょうか。もしあれば、検討の内容等をご教示ください。

政令市	回答
札幌市	現在、詳細な指定基準を設けるべきかどうか検討中。他都市への調査を実施し、指定基準を設けることによる効果について考察を進めている。過去に検討したことはない。
仙台市	現在、各分野における詳細な指定基準を策定中である。
さいたま市	指定基準の必要性については常々感じているところですが、これまでに具体的な検討をしたことはありませんが、設問5のデメリットにも記載したとおり、地方登録制度導入の研究の中で、指定基準の検討も必要だと考えています。
川崎市	なし
相模原市	<ul style="list-style-type: none"> ・今のところ詳細基準を新たに制定する予定はありません。 ・既存の指定（登録）基準は、国・県の基準を援用としたため具体的な個別検討を加えていません。
新潟市	現時点において、詳細な指定基準を設ける予定なし。
名古屋市	予定なし
堺市	令和4年度の指定基準を設定に向けて、調整中である
神戸市	なし
岡山市	なし
北九州市	大きな支障は生じておらず、また、個別の検討・判断が必要なケースが多いと考えており、詳細な指定基準の設定は考えていない。
熊本市	今のところ基準を設ける予定はない。過去の市町村合併の際に基準を議論したが、各地域に特色があり、一定の基準のみで判断することは難しいことや、基準を設けると対象となる文化財が増えすぎる、又は指定基準を満たさない既指定文化財が出てくる可能性もあり断念している。

12市中9市は価値基準の設置予定はないが、いくつかの市町村では検討の必要性を感じている。仙台市や堺市は具体的に指定基準の設定を目指し、進めているところ。

価値基準の設置

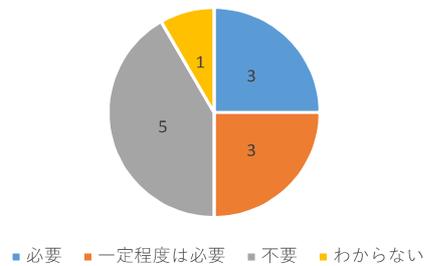


7 詳細な指定基準を設けずに市指定文化財制度を運用する中で、指定基準は必要であると考えますか。理由も併せてご回答願います。

政令市	回答	回答から判断する立場
札幌市	価値評価の手法の一つとして指定基準を設ける必要性を判断すべく、目下調査検討中である。しかし、指定基準を設けることが、市指定文化財制度の発展につながるかはわからない。	わからない
仙台市	文化財的な価値づけは個別の文化財で異なるため、詳細な指定基準を持つことは難しいものの、一定の基準は必要と考える。	一定程度は必要
さいたま市	設問5のデメリットにも記載したとおり、苦慮している部分がありますので、必要性は感じております。	必要
川崎市	国、県の基準など一定程度の基準は必要と思われる。	一定程度は必要
相模原市	対外的な説明責任を果たし、一定の枠決めを行う上で基礎的な基準は必要と思われます。一方、詳細基準の制定は“諸刃の剣”になりかねず、上記5のとおり融通性（振り幅大きく）をもたせて候補物件を選定する方が事務事業の円滑化に資するのではないのでしょうか。	一定程度は必要
新潟市	一定の指定基準はあるため、今後も柔軟な対応を可能にするためにも、基準については現状のものを維持し、指定の要否については個別に検討・協議する。	不要
名古屋市	指定文化財が国、県、市それぞれ存在するため、明確な線引きがあると市民にとって分かりやすいものとなるが、基準の設定は既に指定されている文化財との整合を図ることや、有識者の判断が限定的なものとなりえることなど課題が多いと考える。	不要
堺市	必要だと考える	必要
神戸市	文化財保護審議会にて質問されたこともあり、必要と考えている。	必要
岡山市	考えません	不要
北九州市	基本的な考え方は必要であるが、現状で、詳細な基準が必要とは考えていない。	不要
熊本市	指定に際して、課内である程度の基準は持つておくべきだとは思いますが、明確な基準を設けてしまうと臨機応変な対応が難しくなるデメリットの方が大きいと思われ、明確に基準化する必要はないと考える。	不要

結果としては必要・不要の意見は半々であった。指定基準を設定することのメリット・デメリット（主に柔軟性）どちらを優先するかというところ。

指定基準が必要か



8 詳細な指定基準を設けていることについて、メリット、デメリットに感じていることをそれぞれ教えてください。〔自由記載欄に内容をご記載ください〕

※ 市指定文化財の詳細の価値評価基準がある都市が対象。

政令市	回答	
千葉市	メリット	市指定文化財の候補とする価値があるのかの判断がしやすい。
	デメリット	文化財指定の間口を狭めるという点はあるものの、地方登録制度との併用によって、より広い視点での文化財の保存措置が可能となっている。
横浜市	メリット	指定を検討する際はもちろんですが、対外的な説明もしやすいです。
	デメリット	現時点でデメリットと感じていることはありません。
静岡市	メリット	評価基準が明確である
	デメリット	なし
浜松市	メリット	価値評価の判断を一定に保つことができ、公平性があると考えられる。
	デメリット	なし
京都市	メリット	基準がある程度明らかであれば、組織や時期の変動によらず、安定的な指定ができると考える。
	デメリット	なし
大阪市	メリット	指定をするに至った根拠をより明確にできる
	デメリット	指定の基準が抽象的にならざるを得ない
広島市	メリット	外部（所有者等）への説明を、明確かつ公平に行うことができる。
	デメリット	なし

メリットとまとめると・・・

公平な価値評価、指定に至った根拠を明確にできることによる対外的な説明のしやすさ

デメリットをまとめると・・・

指定の間口を狭める、指定の基準が抽象的にならざるを得ない。

【回答票③】 市

※設問中、「市」とあるものは、回答者が町・村の場合、町・村と読み替えるものとします。

<基礎情報について>

1 市内に所在する指定・登録文化財等の件数〔令和4年1月1日時点の数値を入力してください〕

分類		国指定（選定）		都府県指定	市指定	国登録	市独自の選定・登録等（市登録等）	計
有形文化財	建造物		うち国宝					0
	美術工芸品		うち国宝					0
無形文化財	芸能							0
	工芸技術							0
民俗文化財	有形							0
	無形							0
記念物	史跡		うち特別史跡					0
	名勝		うち特別名勝					0
	天然記念物		うち特別天然記念物					0
重要文化的景観				/				0
重要伝統的建造物群保存地区								0
選定保存技術								0
計		0		0	0	0	0	0

<市指定文化財の指定について>

2 貴市における直近5年間及び今年度の市指定文化財の指定件数

〔令和4年1月1日時点の情報を入力してください〕

また、詳細を【回答票⑥】のタブにご回答ください。

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
件数						

3 市指定文化財の指定をする上での、所有者の同意・申請等の要件規定について〔下記より選択し、○を選択の場合は自由記載欄に内容をご記載ください〕

(選択)	(自由記載)

- 所有者の同意を得て指定する（所有者からの申請は要しない）
- 所有者の申請により調査や価値評価を行った上で指定する
- 指定すべきと判断されれば所有者の同意を必ずしも要さない
- その他

4 指定候補となる文化財の把握の方法〔当てはまるものを選択（複数可）し、○を選択の場合は自由記載欄に内容をご記載ください〕

(選択)	(自由記載)

- 市が実施する文献調査等の事前調査
- 文化財保護審議会からの建議
- 外部からの情報提供
- 所有者からの申請
- その他

5 市指定文化財の指定をする際の価値の評価基準について〔下記より選択し、◎を選択の場合は自由記載欄に内容をご記載ください ※基準を設けている場合は、差し支えない範囲で資料をご恵与願います〕

(選択)	(自由記載)

- ◎ 条例・規則で規定している
- ◎ 内部の要領等で規定している
- ◎ 基準を設けていない
- ◎ その他

【設問6～10について、設問5で「◎ 基準を設けていない」を回答した市はご回答願います。それ以外の選択肢を選んだ市は、設問11へ。】

6 市指定文化財の指定案件について検討する際、詳細な基準を設けていない中で、具体的にどのようにして市指定文化財に該当するかの価値評価を行っていますか。

〔当てはまるものを選択（複数可）し、自由記載欄に内容をご記載ください〕

(選択)	(自由記載)

- ◎ 既指定の市指定文化財の指定理由から判断する
- ◎ 有識者の判断による
(どのような点が市指定に該当するとの意見なのか、自由記載欄にご記入ください)
- ◎ 国、都道府県の指定文化財の基準に準じている
- ◎ その他（自由記載欄にご記入ください）

7 設問6で「◎ 国、都道府県の指定文化財の基準に準じている」を回答した市にお聞きします。詳細な指定基準を設けなくても、「国、都道府県の基準に準じる」運用で、市指定文化財制度の価値評価は十分実施可能だと考えていますか。また、具体的な運用方法をご教示下さい。

(自由記載)

8 詳細な指定基準を設けていないことについて、メリット、デメリットに感じていることをそれぞれ教えてください。〔自由記載欄に内容をご記載ください〕

	(自由記載)
メリット	
デメリット	

9 今後、各分野における詳細な指定基準を設ける予定はありますか。または、過去に指定基準の設定について検討したことがありますでしょうか。もしあれば、検討の内容等をご教示ください。

--

- 10 詳細な指定基準を設けずに市指定文化財制度を運用する中で、指定基準は必要であると考えますか。理由も併せてご回答願います。

--

- 11 設問5で「○」以外を回答した市はご回答願います。詳細な指定基準を設けていることについて、メリット、デメリットに感じていることをそれぞれ教えてください。〔自由記載欄に内容をご記載ください〕

	(自由記載)
メリット	
デメリット	

- 12 市指定文化財制度の運用にあたり、アイヌ文化の価値評価基準についてどのように取り入れていますか。また、アイヌ文化を取り入れるにあたり留意している事項があればご教示ください。

--

- 13 市指定文化財制度の運用にあたり、指定基準や指定におけるプロセス等で、北海道の自治体ならではの特徴的な事項があればご教示ください。

--

<民間の文化財所有者に対する支援等>

- 14 市指定文化財のうち、国や地方公共団体以外の法人又は個人（以下「公共以外の所有者」という。）が所有する文化財の件数〔令和4年1月1日時点の数値を入力願います〕

指定等	有形文化財		無形文化財		民俗文化財		史跡・名勝・天然記念物	計
	建造物	美術工芸品	芸能	工芸技術	有形	無形		
文化財の件数								0

- 15 公共以外の所有者から、指定文化財を所有する上で、市に対してどのような相談が寄せられているか、またそれらの相談に対応する上での課題〔自由記載〕

--

- 16 文化財が市の指定を受けることについて、公共以外の所有者にとってのメリットとして考えられるもの〔当てはまるものを選択（複数可）し、○または◎を選択の場合は自由記載欄に内容をご記載ください〕

(選択)	(自由記載)

- 補助金交付等の市からの経済的支援
- ◎ その他の（○以外の）市による支援
- 知名度の向上
- ◎ その他

17 市指定文化財に対する補助制度の概要と直近の実績について〔補助制度の有・無を選択の上、有の場合は下の各欄に入力をお願いします ※「有」の場合、差し支えない範囲で補助要項等をご恵与願います〕

(有・無を選択)						
↓「有」の場合						
補助制度の概要	制度名称					
	対象となる文化財					
	対象経費					
	補助率		1件当たりの上限額(円)			
	特記事項					
近年の実績	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
	予算額(千円)					
	決算額(実績)	件数				
		金額(千円)				

18 公共以外の所有者による文化財の保存・活用について、文化財指定制度以外に機能している支援制度や仕組みがあるか（例：建造物について景観制度による支援が有効に機能している、NPO等の民間団体による相談対応や専門家の派遣、等）〔自由記載〕

--

＜市指定以外の文化財の指定・選定・登録等制度について＞

19 設問1において「市独自の選定・登録等（市登録等）」について回答がある場合、または現在対象となる物件等がない場合でも市登録等制度がある場合は以下に回答をお願いします

※「市独自の選定・登録等（市登録等）」制度について、関係資料がありましたら、差し支えない範囲でご恵与願います〕

制度の名称	
目的	
内容	

**以上です。
ご協力ありがとうございました**

2 貴市における直近5年間及び今年度の市指定文化財の指定件数〔令和4年1月1日時点の数値を入力してください〕

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	5年度計	R3年度
東川町	0	1217	2759	958	816	5750	42
厚真町	0	0	1	2	3	6	1
函館市	0	2	0	1	0	3	0
礼文町	0	0	1	1	1	3	0
札幌市	1	1	0	0	0	2	0
岩内町	0	0	2	0	0	2	0
登別市	1	0	0	1	0	2	0
小樽市	1	0	0	0	0	1	3
北広島市	0	1	0	0	0	1	0
石狩市	1	0	0	0	0	1	0
安平町	0	0	0	1	0	1	0
新得町	0	0	0	1	0	1	0
江別市	1	0	0	0	0	1	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0
帯広市	0	0	0	0	0	0	0
室蘭市	0	0	0	0	0	0	0
伊達市	0	0	0	0	0	0	0
別海町	0	0	0	0	0	0	0
千歳市	0	0	0	0	0	0	0
恵庭市	0	0	0	0	0	0	1

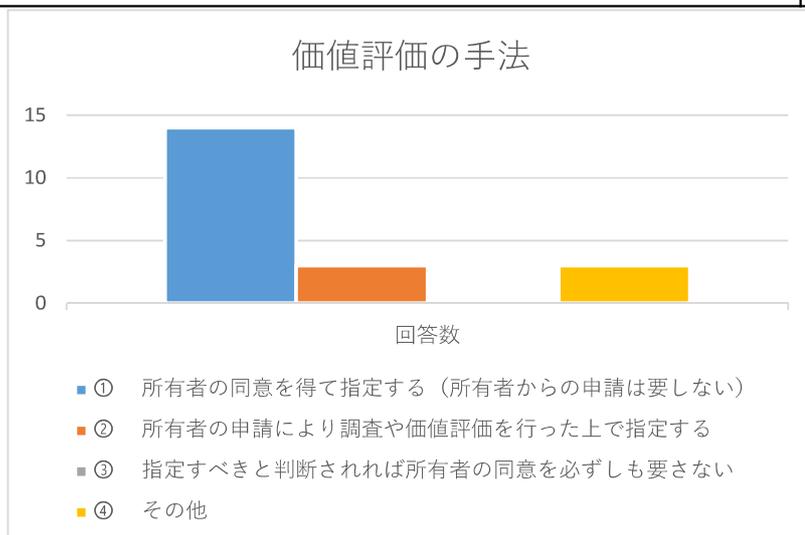
※ 上記は指定件数の多い順に並び変え

指定件数「0～2件」が16市（0件は7市町）、「3～5件」が2市、「6件以上」が2市であった。「6件以上」と回答した2市のうち毎年度1件以上の指定を行っている市はなかった。

※ 函館市、厚真町、北広島市、登別市、礼文町は条例等による指定基準あり

3 市指定文化財の指定をする上での、所有者の同意・申請等の要件規定について
〔下記より選択し、◎を選択の場合は自由記載欄に内容をご記載ください〕

選択肢	回答数
◎ □ 所有者の同意を得て指定する（所有者からの申請は要しない）	14
◎ □ 所有者の申請により調査や価値評価を行った上で指定する	3
◎ 指定すべきと判断されれば所有者の同意を必ずしも要さない	0
◎ □ その他	3



20市のうち◎が14市町と最多。

◎ その他は◎と◎を両方踏まえううえで指定しているという趣旨の回答であった。

◎と答えた市町は0。

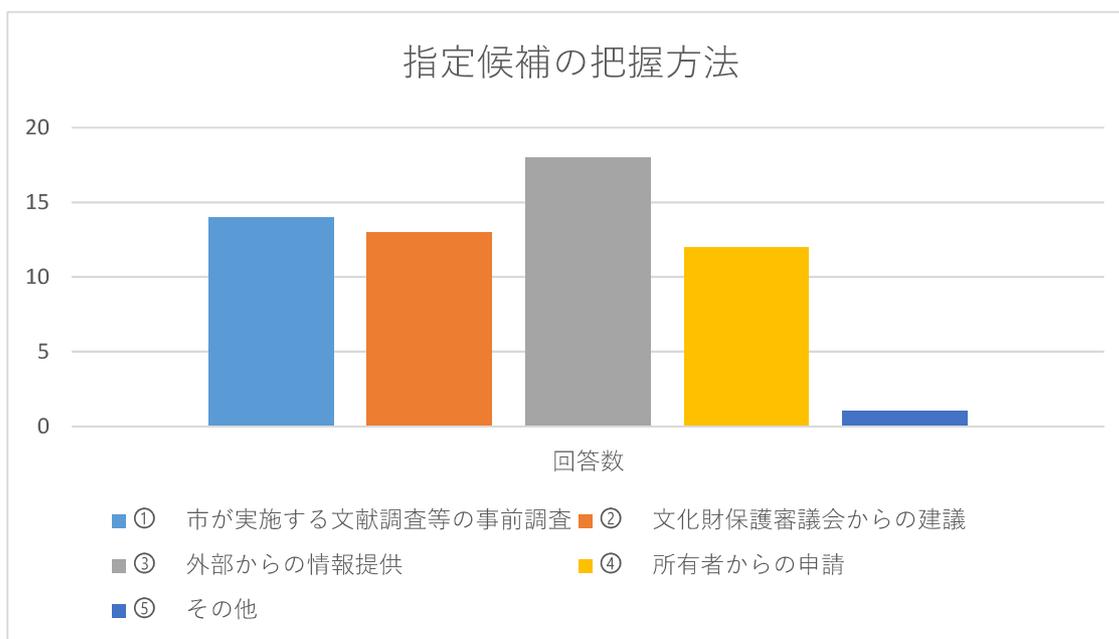
市町	回答	自由記載
札幌市	◎	
小樽市	◎	
函館市	◎	文化財の所有者および権原に基づく占有者の同意を得なければならない。（函館市文化財保護条例第4条第3項）所有者等の要望により調査や価値評価を行った上で指定する。
旭川市	◎	
厚真町	◎	
岩内町	◎	
帯広市	◎	
室蘭市	◎	
伊達市	◎	
北広島市	◎	
石狩市	◎	所有者の同意と申請は必須です。所有権の問題があること。指定後の保存活用に所有者の理解と協力が不可欠であることがその理由です。指定物件の客観的な価値を明らかにすることも必要となります。
登別市	◎	
安平町	◎	
東川町	◎	
礼文町	◎	
新得町	◎	

別海町	①	
江別市	②	『江別市文化財保護条例』第6条に「…市にとって特に文化的価値が高いと認めるものを所有者及び権限に基づく占有者又は保持者の同意を得て市の文化財に指定することができる」とあるので、基本①ですが、申請書様式も規定されているので②の場合もあります。
千歳市	①	
恵庭市	①	

4 指定候補となる文化財の把握の方法

〔当てはまるものを選択（複数可）し、⑤を選択の場合は自由記載欄に内容をご記載ください〕

選択肢	回答数
① □ 市が実施する文献調査等の事前調査	14
② □ 文化財保護審議会からの建議	13
③ 外部からの情報提供	18
④ 所有者からの申請	12
⑤ □ その他	1



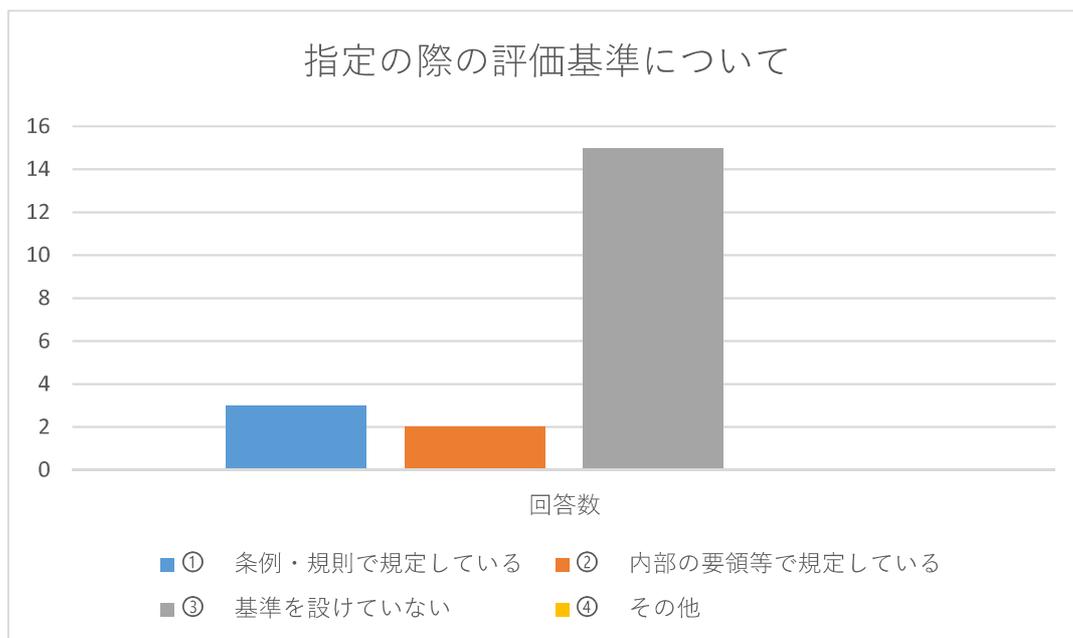
ほぼすべての視聴が外部からの情報提供により把握しているほか、市の事前調査や文化財保護審議会など様々な手法を活用し、指定候補の把握に努めていることが分かった。

市町	回答	自由記載
札幌市	③	
小樽市	① ② ④	
函館市	① ② ③ ④	
旭川市	① ② ③ ④	
厚真町	① ③ ④	①については、事前の独自調査2件と北海道胆振東部地震による歴史的建造物被害調査に基づき、保全を目的に5件を指定。
岩内町	② ③	
帯広市	① ③ ④	
室蘭市	① ② ③	
伊達市	③	
北広島市	① ② ③	
石狩市	① ② ③ ④	
登別市	① ② ③ ④	
安平町	② ③ ④	

東川町	⑤	平成29年度に文化と交流の拠点施設せんとびゅあⅠ・Ⅱの整備が進んだことにより、写真文化をはじめ、家具デザイン文化や大雪山文化等、町に関連する文化の振興に力を入れるようになった。文化にフォーカスを当てることで、町には町内作家や、当町にゆかりのある文化人の貴重な作品を数多く所有（寄贈を受けた）ことを把握し、文化財指定を進めた。
礼文町	① ③	
新得町	② ③ ④	
別海町	① ② ③ ④	
江別市	① ③ ④	
千歳市	① ② ③ ④	
恵庭市	① ② ③	

5 市指定文化財の指定をする際の価値の評価基準について
 [下記より選択し、③を選択の場合は自由記載欄に内容をご記載ください ※ 基準を設けている場合は、差し支えない範囲で資料をご恵与願います]

選択肢	回答数
① □ 条例・規則で規定している	3
② □ 内部の要領等で規定している	2
③ 基準を設けていない	15
④ □ その他	0



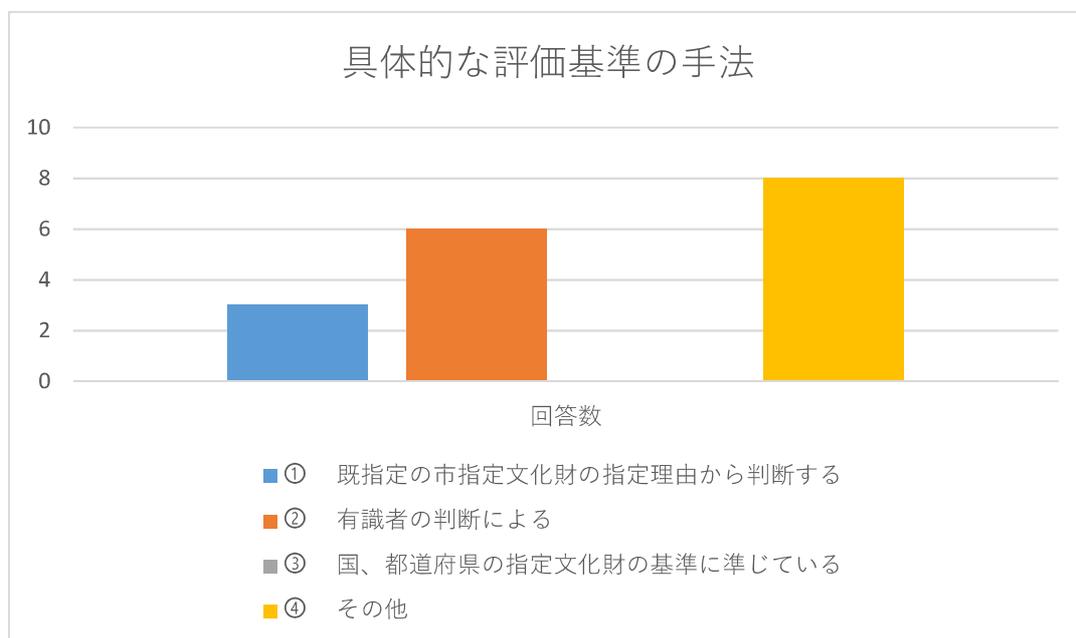
条例や規則、内部の要領等で規定しているのは5市町（函館市、厚真町、北広島市、登別市、礼文町）であった。
 基準を設けていない市町のほうが圧倒的であった。

市町	回答	自由記載
札幌市	③	
小樽市	③	
函館市	②	
旭川市	③	
厚真町	①	
岩内町	③	
帯広市	③	
室蘭市	③	
伊達市	③	「伊達市文化財保護条例」第5条では「国又は道が指定したものを除き、市にとって特に文化的価値が高いと認めるもの」を指定できるとされていますが、具体的な評価基準は定められておりません。
北広島市	①	

石狩市	③	
登別市	②	
安平町	③	
東川町	③	
礼文町	①	
新得町	③	
別海町	③	
江別市	③	
千歳市	③	
恵庭市	③	

6 市指定文化財の指定案件について検討する際、詳細な基準を設けていない中で、具体的にどのようにして市指定文化財に該当するかの価値評価を行っていますか。
〔当てはまるものを選択（複数可）し、自由記載欄に内容をご記載ください〕

選択肢	回答数
① □ 既指定の市指定文化財の指定理由から判断する	3
② □ 有識者の判断による	6
③ 国、都道府県の指定文化財の基準に準じている	0
④ □ その他	8



③ 国や都道府県の指定基準に準じていると回答した市町は0。
④ その他は各市町に設置されている審議会との回答が多数であり、総合的に② 有識者の判断によるというものが最多。

市町	回答	自由記載
札幌市	④	文化財保護審議会での判断による。
小樽市	②	小樽市文化財審議会の判断による。審議会委員は各分野の研究者に委嘱している。審議会の指示のより小樽の歴史文化を語るうえで欠かせない貴重な資料であることや、小樽の地域性を示すものであるか否かについての調査を実施し、普遍的評価を有していると判断されたものが、審議会の討議を経て答申される。
函館市	-	基準があるため回答なし
旭川市	④	文化財審議会での判断による。
厚真町	-	基準があるため回答なし

岩内町	① ④	関連する機関による検証を経て文化財保護審議会での判断する。
帯広市	②	市の歴史を考えるうえで、特に重要なものと評価できるかどうか。
室蘭市	①	「本市にとって特に文化的価値が高い」（市文化財保護条例）に該当するかを判断
伊達市	④	文化財審議会での判断（教育委員会の諮問に対する答申）による。
北広島市	-	基準があるため回答なし
石狩市	②	① 指定案件の選定 住民の要望、有識者（文化財保護審議会委員）の意見、行政内専門職員の意見。 ② 指定の可否の検討 有識者及び行政内専門職員の評価、所有者の意向の確認
登別市	-	基準があるため回答なし
安平町	②	町（国・北海道）の文化や歴史、自然等についてどれほどの関わりがあるか、どれほど重要なものになっているのかなど
東川町	④	明文化された基準はないが、町内作家から寄贈いただいたもの、町にゆかりのある方から寄贈を受けたものについて歴史的背景や技術の高さ、町の文化との関連等総合的に判断し文化財調査委員、教育委員に意見を仰ぎ、指定している。
礼文町	-	基準があるため回答なし
新得町	④	文化財保護審議会での判断による
別海町	②	
江別市	②	教育委員会が江別市文化財保護委員会に諮問し、保護委員会の答申を受けて市文化財の指定を決定しています。
千歳市	④	文化財保護審議会での判断による。
恵庭市	① ④	市の文化財保護条例では、「文化財」と定義されるもののうち「重要」なものを指定することができるものと定められるのみ。資料により、評価されるべき特徴は大きく異なるため、その都度、資料ごとに何が「重要」とされる点なのかよく見極め、判断している。

7 設問6で「◎ 国、都道府県の指定文化財の基準に準じている」を回答した市にお聞きします。
 詳細な指定基準を設けなくても、「国、都道府県の基準に準じる」運用で、市指定文化財制度の価値評価は十分実施可能だと考えていますか。また、具体的な運用方法をご教示下さい。

市町	回答
	※ 回答対象の市町なし

8 詳細な指定基準を設けていないことについて、メリット、デメリットに感じていることをそれぞれ教えてください。〔自由記載欄に内容をご記載ください〕

市町	回答	
札幌市	メリット	間口を広く設け、様々な未指定文化財を候補とできる。
	デメリット	市指定文化財の候補に挙がった物件について、市指定をする価値があるのかどうか判断がしづらい。
小樽市	メリット	様々な未指定文化財を候補とできる。
	デメリット	特になし。
旭川市	メリット	指定後の予算措置の困難さなどを含め、様々な状況に応じた対応が可能となる。
	デメリット	指定文化財になるならないの基準が分かりづらく、最終的には事務局及び審議会委員の「歴史感覚」に委ねられる。
岩内町	メリット	間口を広く設け、様々な未指定文化財を候補にできる。
	デメリット	町指定文化財の候補に挙がった物件について、町指定をするに足る資料が少ない場合が多く、判断がしづらい。
帯広市	メリット	対象物の種別に関わらず指定を検討できる。
	デメリット	価値判断が都度分かれる恐れがある。
室蘭市	メリット	個別物件を市指定とすることについての議論に注力しうる（抽象的な指定基準への合致可否や、価値基準自体が今日的に妥当であるかといった点での拘泥が不要となる）
	デメリット	指定に合致する旨の対外的な説明の際に、個別物件での価値説明になる（個別物件ごとに統一的な説明がしえない）
伊達市	メリット	多種多様な文化財を候補とできる。
	デメリット	何をもちて市にとって特に文化的価値が高いと認めるか判断しづらい
石狩市	メリット	多様な文化財の種類に対応しやすい。（「基準外」が生じにくい）
	デメリット	デメリットはあまり感じません。所有権のある文化財の指定は、基準を満たしたからといって機械的にできるものではない。
安平町	メリット	基準がないため申請しやすい（敷居が低い）
	デメリット	申請しやすいがため補助金等を目的に申請する可能性がある。また、指定数が増え、管理等が難しくなる。
東川町	メリット	柔軟に指定できること。文化財が増えることで町の宝物が増え、文化財の活用を通して多様なつながりができること。
	デメリット	特になし
別海町	メリット	規定だけでは決められない文化財を指定できる。
	デメリット	
江別市	メリット	固定された基準（価値観）にとらわれず、様々な観点から指定候補について検討することができます。指定基準を設けると、基準で想定されている範囲外の価値がある案件に対処できません。
	デメリット	案件の文化財たる価値の明確化（単純化）が難しくなることが考えられます。
千歳市	メリット	間口を広く設け、様々な未指定文化財を候補とできる。
	デメリット	明確な基準がないため、対象となる文化財に対して市指定をする価値があるのかどうか、万人が判断しづらい。

メリットとまとめると・・・

間口を広く設けて、様々な文化財を候補とできる。多様な文化財に対応可能（＝柔軟性）

デメリットをまとめると・・・

価値判断の難しさ、何をもちて文化的価値が高いか判断しづらい。

9 今後、各分野における詳細な指定基準を設ける予定はありますでしょうか。または、過去に指定基準の設定について検討したことがありますでしょうか。もしあれば、検討の内容等をご教示ください。

市町	回答
札幌市	現在、詳細な指定基準を設けるべきかどうか検討中。他都市への調査を実施し、指定基準を設けることによる効果について考察を進めている。過去に検討したことはない。
小樽市	市指定文化財の指定頻度や基準の必要性について検討するため、過去に数都市に聞き取り調査を行ったが、基準は設けていないという回答が多く、その際は指定基準の設定を急ぐという判断に至らなかった。
函館市	※ 指定基準があるため回答なし
旭川市	なし
厚真町	※ 指定基準があるため回答なし
岩内町	現在、詳細な指定基準を設けるべきか <u>検討中</u> 。過去に検討したことはない。
帯広市	・予定はない。 ・過去に検討した経過はない。
室蘭市	市文化財審議会において過去に審議。本市の歩みを語る上で特に重要な物件を指定する上では、「どういった事項が本市の歩みにおいて重要とするのか」という恣意的な価値判断をふくみこむこととその課題を確認した。
伊達市	なし
北広島市	※ 指定基準があるため回答なし
石狩市	予定なし
登別市	※ 指定基準があるため回答なし
安平町	申請が来た際に指定する上での基準がないため文化財保護委員会にかけても明確な指針が示せなかったことがある。そのため、 <u>基準を設けるよう現在検討している</u> 。
東川町	予定なし
礼文町	※ 指定基準があるため回答なし
新得町	予定なし。過去の検討なし
別海町	なし
江別市	現在に残る過去の人間活動の全てが文化財になり得ることから、その全てを網羅する詳細な指定基準を設けることは事実上不可能なので、予定はありません。また過去にも検討したこともありません。
千歳市	なし
恵庭市	※ 指定基準があるため回答なし

検討しているのは、札幌市含め岩内市、安平町の3市町。他都市の状況から基準の設置を急ぐ必要性はない、そもそも詳細な指定基準を設けることは不可能などの意見もあった。

指定基準の設置予定

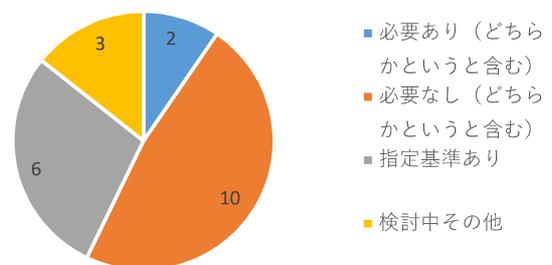


10 詳細な指定基準を設けずに市指定文化財制度を運用する中で、指定基準は必要であると考えますか。理由も併せてご回答願います。

市町	回答
札幌市	価値評価の手法の一つとして指定基準を設ける必要性を判断すべく、目下調査検討中である。しかし、指定基準を設けることが、市指定文化財制度の発展につながるかはわからない。
小樽市	必要性含め検討中。
函館市	※ 指定基準があるため回答なし
旭川市	古い歴史があり、指定に値する文化財が相当数あるような地域であれば、指定を厳選するという意味で詳細な基準が必要と考えられるが、当市はそのような状況でない。
厚真町	※ 指定基準があるため回答なし
岩内町	ある程度の基準は必要と考えるが、すでに制定されている道や他市町村の基準もほぼ同内容であることから、当町独自の基準を設けるべきかの判断が難しいと思う。
帯広市	現状において必要はないと考えている。
室蘭市	前設問に重複するが、どの事項を重要と判断するかが指定基準に直結するものであり、これについては、将来的な価値の見直しがなし得る形での運用（指定基準の設定と適用）を要すると考える。
伊達市	当市の場合、当面は不要と考えている。（文化財の種類は多岐に及び、その価値も多様であることから、間口を幅広くしておくことが適当であると考えているため）
北広島市	※ 指定基準があるため回答なし
石狩市	文化財が多様多様にわたることを考えると詳細な基準の作製運用は困難と考える。「その市町村の歴史、文化、自然を理解する上で重要」など大きく括ったうえで、それにかなうかどうかの価値判断をするためのシステムの整備（専門家による調査や意見徴収機会の制度化）を進めるほうが現実的である。
登別市	※ 指定基準があるため回答なし
安平町	必要
東川町	基準があることによって、価値のあるものが指定できない可能性も出てくるのではないかと。町として指定することの理由や背景、文化的価値を明確にできているのであれば指定基準は必要ないと考ええる。
礼文町	※ 指定基準があるため回答なし
新得町	現時点で特に問題なく運用できているので、必ずしも指定基準は必要ないとする
別海町	必要ない
江別市	上記設問8・9の記載から、ある程度の基準は必要かもしれませんが、漠然としたものになってしまおうと思います。
千歳市	必要なし。現在のように、様々な観点から未指定文化財を候補とできるため。
恵庭市	※ 指定基準があるため回答なし

ある程度は必要という意識のある市町はあるが、現実的な運用を考慮すると、指定基準は不要と判断している印象。

指定基準の必要性



11 設問5で「○」以外を回答した市はご回答願います。

詳細な指定基準を設けていることについて、メリット、デメリットに感じていることをそれぞれ教えてください。〔自由記載欄に内容をご記載ください〕

市町	回答	
函館市	メリット	指定理由が明確となる。
	デメリット	指定基準にない案件が出てきた場合に判断しかねる状況が想定される。
北広島市	メリット	指定基準のとおり、進められる
	デメリット	価値が高い資料であっても、該当しないものが生ずる
登別市	メリット	指定についての判断がつけやすく、また、担当者による差異が生じにくい
	デメリット	特になし
礼文町	メリット	文化財の保護に取り組む中で、積極的に調査・保護する基準となっている。
	デメリット	指定基準の枠組みが明文化されているため、どの分類で指定するか悩むときがある。
恵庭市	メリット	回答なし
	デメリット	

メリットとまとめると・・・

指定基準の明確化、担当者による差異が生じにくい

デメリットをまとめると・・・

基準にない案件が出てきた場合の対応の難しさ、価値が高い資料であっても該当しない恐れ

12 市指定文化財制度の運用にあたり、アイヌ文化の価値評価基準についてどのように取り入れていますか。また、アイヌ文化を取り入れるにあたり留意している事項があればご教示ください。

市町	回答
札幌市	現時点で市指定文化財にアイヌ文化に関連するものがないが、今後候補に上がった場合は、専門家の意見も踏まえ、アイヌ民族の尊厳が損なわれることのないよう留意して対応する。
小樽市	アイヌ文化であるための特別な基準は設けておらず、小樽の歴史的遺産であるか否かの基準で審議会が指定の討議・判断をする。
函館市	特になし
旭川市	明治以降の開拓の歴史に文化財のイメージが集中しがちであるので、町の歴史にアイヌ文化は欠かせないという観点のもとで、文化財候補の検討を行っている。
厚真町	アイヌ文化の専門的知識を有する大学教授への価値評価の徴収。地元アイヌ協会へ検討段階からの相談と報告。
岩内町	記載なし
帯広市	記載なし
室蘭市	特になし
伊達市	(民族の尊厳を尊重することは大前提として、) アイヌ文化に限らず、特定の文化についての個別の評価基準はない。
北広島市	価値基準なし
石狩市	当市ではまだアイヌ文化に関する指定文化財は無いが、今後指定する場合は他の種類の文化財と同様の手続きで判断することになると考えられる。アイヌ文化を特別視する必要はないのではないかと。
登別市	評価基準の中でアイヌ文化を特記はしていないが、他の文化財と同様の基準で考える。
安平町	特になし
東川町	特になし
礼文町	特になし
新得町	現時点で町指定文化財にアイヌ文化に関連するものがない
別海町	記載なし
江別市	これまでアイヌ文化に関する指定案件がなかったため、わかりません。
千歳市	特になし
恵庭市	記載なし

13 市指定文化財制度の運用にあたり、指定基準や指定におけるプロセス等で、北海道の自治体ならではの特徴的な事項があればご教示ください。

市町	回答
札幌市	基準やプロセスに北海道ならではの特徴と言える事項は現時点で特にないが、指定している物件については、明治以降のものが多い。
小樽市	特になし
函館市	特になし
旭川市	記載なし
厚真町	文化財の価値判断は、厚真町指定物件なので、本州との比較検討は、参考程度の情報とし厚真町の歴史における価値判断とする。したがって、国内の指定建造物と比較しても明治以降の新しいものとなっている。
岩内町	記載なし
帯広市	記載なし
室蘭市	特になし
伊達市	記載なし
北広島市	現時点ではない
石狩市	特になし
登別市	記載なし
安平町	特になし
東川町	特になし
礼文町	当町では特に、近世以前の歴史・文化と近代以降のそれに断絶があるので、文化財の指定に関しては当町にとっての文化的価値を考慮し、他地域よりも歴史が浅い物件も指定している。
新得町	特になし
別海町	記載なし
江別市	現在の運用では、特にありません。
千歳市	特になし
恵庭市	記載なし

各市町からは北海道ならではの特徴的な事項について明確な回答はなかった。

14 市指定文化財のうち、国や地方公共団体以外の法人又は個人（以下「公共以外の所有者」という。）が所有する文化財の件数〔令和4年1月1日時点の数値を入力願います〕

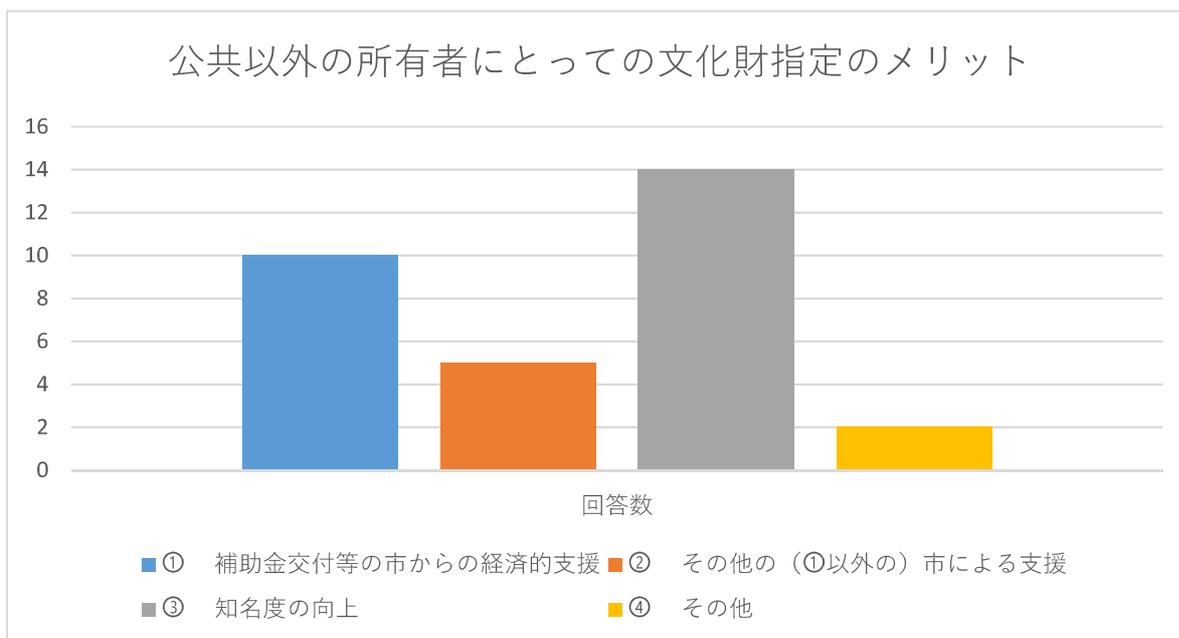
市町	有形文化財		無形文化財		民俗文化財		史跡・名勝・天然記念物	計
	建造物	美術 工芸品	芸能	工芸技術	有形	無形		
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	2	1	1	0	0	2	0	6
函館市	0	21	0	0	4	2	1	28
旭川市	0	2	0	0	0	0	0	2
厚真町	5	5	0	0	1	2	1	14
岩内町	1	0	1	0	0	0	0	2
帯広市	0	0	0	0	0	1	0	1
室蘭市	2	0	0	0	3	2	0	7
伊達市	2	1	0	0	0	3	8	14
北広島市	0	0	0	0	0	0	0	0
石狩市	1	0	0	0	0	0	1	2
登別市	0	2	1	0	0	0	0	3
安平町	2	6	0	0	0	0	5	13
東川町	5	0	0	0	0	0	9	14
礼文町	0	2	0	0	1	1	0	4
新得町	0	0	0	0	0	0	0	0
別海町	0	0	0	0	0	0	6	6
江別市	0	0	0	0	0	1	0	1
千歳市	0	2	0	0	0	2	0	4
恵庭市	0	0	0	0	0	0	0	0

15 公共以外の所有者から、指定文化財を所有する上で、市に対してどのような相談が寄せられているか、またそれらの相談に対応する上での課題〔自由記載〕

市町	回答
札幌市	記載なし
小樽市	特に無形・無形民俗文化財について会員の減少・高齢化や後継者不足が課題として挙げられる。これに対し市で児童生徒を対象にした文化財の体験事業を実施しているが、直接的な課題の解決には至っていない。
函館市	所有者が亡くなった場合の相続手続きについて。
旭川市	以前に、民間文化施設から展示品の市文化財指定を求められたことがある。調査のうえ一部について指定を行った。
厚真町	北海道胆振東部地震による修復経費の補助の相談があり、期限付きの規則を設けて補助対応。防犯上の管理により、資料館での保管管理の依頼があり、資料館での保管としている。
岩内町	記載なし
帯広市	特に相談はない
室蘭市	指定物件及び説明版等の補修への相談
伊達市	記載なし
北広島市	現在のところなし
石狩市	建築物の維持管理経費の負担（補助）
登別市	特になし
安平町	文化財が破損した際に町から修繕費が出ないのかという相談。原則、所有者負担となっているためこちらからは出ないが、先の震災時に被災した文化財に対して補助金を出した。今後もこのような案件が出てくるものと思われるので早急に条例改正等を含めた検討が必要。
東川町	高齢のため特に天然記念物の管理が大変だということ。大変ながらも町から支給された管理委託料（10,000円/年）中から、個人が業者に委託し管理をしている現状。 天然記念物については、先代から引き継いだ開拓当時の歴史あるものを所有者が申請していると思われ、所有者変更を繰り返しながら今日まで管理している現状にあるため、次の所有者がいない、家族の中にも受け継ぐ意思がない場合が課題。
礼文町	保存環境の改善の相談が寄せられるが、具体的対策について提案するのみで、柔軟な資金的援助が制度化できていない。
新得町	記載なし
別海町	倒木などの処置の依頼
江別市	<ul style="list-style-type: none"> ・活動経費の援助（毎年、補助金を交付）。 ・用具整備にかかる国等の補助金・助成金活用の相談。
千歳市	記載なし
恵庭市	記載なし

16 文化財が市の指定を受けることについて、公共以外の所有者にとってのメリットとして考えられるもの〔当てはまるものを選択（複数可）し、① または② を選択の場合は自由記載欄に内容をご記載ください〕

選択肢	回答数
① □ 補助金交付等の市からの経済的支援	10
② □ その他の（①以外の）市による支援	5
③ 知名度の向上	14
④ □ その他	2



知名度向上が最も高いメリットという結果であったが、経済的支援がそれに次ぐ回答数であった。指定にあたっては金銭的なメリットも重視されているということ。

市町	回答	自由記載
札幌市	③	
小樽市	③	

函館市	③	
旭川市	① ③	
厚真町	① ③ ④	修復や維持管理、運営等の必要に応じた経済的支援補助のほか、指定物件は町HPなどでも公開され、地域コミュニティの団結力や誇りの維持に寄与している。
岩内町	③	
帯広市	③	
室蘭市	③	
伊達市	① ③	
北広島市	① ②	
石狩市	① ② ③	
登別市	② ③	
安平町	① ③	
東川町	④	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者としての誇り（開拓当時になぜここに建てられたのか、植えられたのか詳細に説明できる。先代の努力や苦労を理解されている。） ・次代へつなぎ、守ろうという思いを持っていること。（家族・町とのつながり）
札文町	① ② ③	保存環境の改善について具体的対策の提案。
新得町	③	
別海町	①	
江別市	① ②	上記設問15の回答で「用具整備にかかる国等の補助金・助成金活用」の際、所有者は関係書類の作成に不慣れであったため、作成の助言・補助を行いました。
千歳市	①	
恵庭市	—	

17 市指定文化財に対する補助制度の概要と直近の実績について〔補助制度の有・無を選択の上、有の場合は下の各欄に入力をお願いします ※「有」の場合、差し支えない範囲で補助要項等をご恵与願います〕

補助制度なし・・・函館市、旭川市、岩内町、帯広市、登別市、新得町、別海町、恵庭市

<札幌市>

補助制度の概要	制度名称	名称なし					
	対象となる文化財	明確な規定がないが、実績は市指定無形文化財丘珠獅子舞保存伝承事業への補助のみ					
	対象経費	丘珠神社例祭における獅子舞奉納に係る経費（演技指導、後継者育成、用具の更新等）					
	補助率	2分の1（予算の範囲内）	1件当たりの上限額（円）	規定なし			
	特記事項	詳細な要領等がない（条例に補助規定有）が、昭和50年度以降上記保存伝承事業への補助実績がある					
近年の実績	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
	予算額(千円)	450	450	450	450	450	
	決算額(実績)	件数	1	1	1	1	1
		金額(千円)	386	363	427	359	0

<小樽市>

補助制度の概要	制度名称	小樽市文化財保護条例第14条					
	対象となる文化財	市指定文化財					
	対象経費	修理費・事業費等					
	補助率	予算の範囲内（対象経費2分の1以内）	1件当たりの上限額（円）	4万円～8万円			
	特記事項	上限額は古文化財の補助金交付要綱による 近年の実績は無形・無形民俗文化財の事業費のみ					
近年の実績	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
	予算額(千円)	200	200	200	160	160	
	決算額(実績)	件数	3	3	3	3	3
		金額(千円)	200	200	200	160	160

<厚真町>

補助制度の概要	制度名称	厚真町指定文化財災害復旧事業補助金交付要綱					
	対象となる文化財	町指定文化財					
	対象経費	地震被害の復旧工事費（無形文化財は関連備品のほか練習や講演施設）					
	補助率	有形文化財：2分の1 無形文化財：3分の1	1件当たりの上限額（円）	10,000,000			
	特記事項	令和2年3月16日から令和5年3月31日までの時限的措置					
近年の実績	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
	予算額(千円)	0	0	0	15,000	25,110	
	決算額(実績)	件数			0	2	4
		金額(千円)			0	15,000	25,110

<室蘭市>

補助制度の概要	制度名称	室蘭市指定文化財補助金交付要綱				
	対象となる文化財	室蘭市指定文化財				
	対象経費	指定文化財の管理又は修理・修繕に要する経費				
	補助率	2分の1以内	1件当たりの上限額(円)	(なし)		
	特記事項	適用事例：平成4年度882千円、平成18年度887千円 (H18年度以来実績なし)				
近年の実績	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
	予算額(千円)					
	決算額(実績)	件数				
		金額(千円)				

<伊達市>

補助制度の概要	制度名称	名称なし				
	対象となる文化財	規定なし				
	対象経費	管理費、修理費				
	補助率	(経費の一部)	1件当たりの上限額(円)	(予算の範囲内)		
	特記事項	伊達市文化財保護条例 第14条				
近年の実績	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
	予算額(千円)	0	0	0	0	0
	決算額(実績)	件数	0	0	0	0
		金額(千円)	0	0	0	0

<北広島市>

補助制度の概要	制度名称	北広島市指定文化財補助金交付申請				
	対象となる文化財	(申請書提出後審査による)				
	対象経費	成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたとき交付すべき補助金の額を確定する				
	補助率		1件当たりの上限額(円)			
	特記事項					
近年の実績	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
	予算額(千円)					
	決算額(実績)	件数				
		金額(千円)				

<石狩市>

補助制度の概要	制度名称	石狩市文化財保護条例 石狩市補助金等交付要綱					
	対象となる文化財	市指定文化財					
	対象経費	維持管理に創する経費					
	補助率	50%	1件当たりの 上限額(円)				
	特記事項						
近年の 実績	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
	予算額(千円)			19,4			
	決算額 (実績)	件数			1		
		金額(千円)			19,4		

<安平町>

補助制度の概要	制度名称	安平町指定文化財災害復旧事業補助金(地域づくり総合交付金)					
	対象となる文化財	胆振東部地震で被災した指定文化財					
	対象経費						
	補助率	解体工事は10分の10以内の額 修繕工事のうち、30万円以上の工事は10分の5以内の額 修繕工事のうち、30万円未満の工事は10分の10以内の額(1万円未満の端数は切捨て)	1件当たりの 上限額(円)		修繕工事は2000万円 解体工事は500万円		
	特記事項						
近年の 実績	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
	予算額(千円)					11280000	
	決算額 (実績)	件数					5
		金額(千円)					11280000

<東川町>

補助制度の概要	制度名称	東川町指定有形文化財修復補助金					
	対象となる文化財	有形指定文化財					
	対象経費	直接修復に関する経費					
	補助率	別添のとおり	1件当たりの 上限額(円)		なし		
	特記事項						
近年の 実績	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
	予算額(千円)	0	0	0	0	0	
	決算額 (実績)	件数					
		金額(千円)					

<礼文町>

補助制度の概要	制度名称	名称無し					
	対象となる文化財	町指定文化財（現状は四ヶ散米舞行列保存会補助金のみ）					
	対象経費	保全または保存、および記録作成					
	補助率	規定なし	1件当たりの上限額（円）	予算の範囲内			
	特記事項	礼文町文化財保護条例第15条に基づく					
近年の実績	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
	予算額(千円)			1700	90	90	
	決算額(実績)	件数			1	1	1
		金額(千円)			1700	90	90

<江別市>

補助制度の概要	制度名称	江別市指定文化財補助金					
	対象となる文化財	野幌太々神楽					
	対象経費	伝承事業費及び用具整備費					
	補助率	定額	1件当たりの上限額（円）	特になし			
	特記事項	江別市文化財保護条例施行規則第14条の規定に基づき交付					
近年の実績	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
	予算額(千円)	150	150	150	150	150	
	決算額(実績)	件数	1	1	1	1	1
		金額(千円)	150	150	150	150	125

<千歳市>

補助制度の概要	制度名称	市指定文化財保存伝承活動補助事業					
	対象となる文化財	泉郷獅子舞、アイヌの伝統的芸能と工芸技術					
	対象経費	泉郷獅子舞：100千円、 アイヌの伝統的芸能と工芸技術：100千円					
	補助率		1件当たりの上限額（円）	100千円			
	特記事項						
近年の実績	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
	予算額(千円)	200	200	200	200	200	
	決算額(実績)	件数	2	2	2	2	2
		金額(千円)	200	200	200	200	45

18 公共以外の所有者による文化財の保存・活用について、文化財指定制度以外に機能している支援制度や仕組みがあるか（例：建造物について景観制度による支援が有効に機能している、NPO等の民間団体による相談対応や専門家の派遣、等）〔自由記載〕

市町	回答
札幌市	一部歴史的建造物については、景観重要建造物や景観まちづくりに対する助成制度を活用可能である。
小樽市	景観・まちづくりの観点から制定している「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」に基づき、市独自で歴史的建造物の指定・登録を行っている。歴史的建造物に指定・登録された物件を保全するため、技術的援助や融資のあっせんを行うほか、外観の保全に要する経費の一部について予算の範囲内で助成を行っている。（所管は小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室）
函館市	景観形成指定建築物等および伝統的建造物（指定建造物等）の保全および保存に資するための支援が有効に機能している。
旭川市	優優良織工芸の保存・伝承のため、令和元年度より優優良織技術を持つ人材育成に対する支援を行っている。
厚真町	個別未指定の北海道犬の新規購入者補助と予防接種補助。未指定文化財である古民家の内部景観に関する民俗資料の無償貸与。
岩内町	記載なし
帯広市	制度等はない
室蘭市	歴史的にゆかりのある建造物等を対象に、保存活用を求めるNPO法人の活動がある
伊達市	記載なし
北広島市	特になし
石狩市	なし
登別市	特になし
安平町	仕組み・制度はないが、独自で調査活動している団体はある。
東川町	特になし
礼文町	記載なし
新得町	特になし
別海町	記載なし
江別市	<ul style="list-style-type: none"> ・市指定無形民俗文化財「野幌太々神楽」の保持団体「野幌太々神楽保存会」は野幌神社の氏子で構成されていますが、農村地区のため高齢化し、担い手の確保が難しくなりつつあります。「野幌太々神楽」を江別市全体の財産と捉え、氏子以外の市民による「江別市野幌太々神楽伝承会」を設立、伝承と普及活動に努めています。 ・道指定有形文化財「野幌屯田兵第二中隊本部」は、平成7年度から「屯田資料館」として開館している。現在は、郷土資料館を拠点に活動している「歴史を伝える集い」の会員に開館時間の管理と解説を有償で依頼している。
千歳市	記載なし
恵庭市	記載なし

19 設問1において「市独自の選定・登録等（市登録等）」について回答がある場合、または現在対象となる物件等がない場合でも市登録等制度がある場合は以下に回答をお願いします

※ 「市独自の選定・登録等（市登録等）」制度について、関係資料がありましたら、差し支えない範囲でご惠与願います]

市町	制度の名称	目的	内容
札幌市	さっぽろ・ふるさと文化百選	昭和63年に札幌創建120年を記念し、北国の生活の息吹と開拓の労苦を伝える身近な文化遺産を再発見し、市民自らの手でこれを守り、後世に伝えていくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者からなる選定委員会に置ける選考に基づき、建物46件、遺跡26件、街並み19件、用具5件、まつり・行事など4件の計100点を選定 ・選定物件に説明プレートを設置しているほか、刊行物やHPで周知を図っているが、保護措置は講じておらず、選定物件が都心の再開発等で解体等される例も発生している <p>※ 1の回答には、各類型に分類困難なものを除いて記載</p>
小樽市	小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例	歴史と自然にはぐくまれた小樽らしい魅力あるまちづくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づき、小樽市にとって歴史的かつ文化的に価値が高い建造物及びこれと一体をなす工作物として保全すべきものを登録（指定）歴史的建造物として登録（指定）する。 （※ 現在、登録17件、指定79件） ・指定物件に説明プレートを設置し、市HPで周知を図る。 ・登録・指定物件について助成及び融資のあっせんを行う。
函館市		なし	
旭川市		なし	
厚真町		策定年度は未定だが今後、当町でも文化財保存活用地域計画を策定する構想がある。 既に町が指定している文化財の個別の地域計画策定が優先する可能性もある。	
岩内町		なし	
帯広市		なし	
室蘭市		なし	
伊達市		なし	
北広島市		なし	
石狩市		なし	
登別市		なし	
安平町		なし	
東川町		なし	
礼文町		なし	
新得町		なし	
別海町	別海町歴史文化遺産認定（みんなのたからものリスト）事業	次世代に引き継ぎたい別海町の大切な歴史や文化・自然を周知することで無為な消失や変質から守り活用するため。	町民などからの申請を受けて教育委員会で評価を行い、「別海町歴史文化遺産」として認定する。
江別市		なし	
千歳市		なし	
恵庭市		なし	

市指定文化財一覧表

種類	名称	所在地・電話	所有者	指定年月日	概要	指定理由
有形文化財	清華亭	北区北7条西7丁目 746-1088	札幌市	昭36.6.7	札幌最初の公園「偕楽園」に明治13年貴賓接待所として建築。	清華亭は、明治13年6月偕楽園内に貴賓接待所として開拓使において建築され、明治天皇(明治14年)を初め時の貴賓を迎えた。 偕楽園には製物試験場、勸業試験場、博物場、サケ・マスのか化所等が設けられ、初期北海道の産業開発に貢献した。 よって、清華亭及びその周辺の地は札幌市にとって記念されるべき文化財(史跡及び有形文化財)と認める。 (S36.3.23起案より)
無形文化財	丘珠獅子舞	東区丘珠(保持団体住所)	丘珠獅子舞保存会	昭49.10.25	明治25年に富山県からの移住者によって伝えられ、伝承してきた獅子舞。	富山県からの移住者が明治初期における丘珠の原野の中で、開拓の苦心を重ね、その精神的よりどころとして郷土の伝統芸能である獅子舞を伝承し、その団結を固め、開拓を推進し、地域住民一体となって練習にはげみ、その後丘珠獅子舞保存会を組織し、その保存に努めてきた歴史的努力の過程は意義あることであり、札幌市民全体としても、これの保存に努力する必要がある。また、丘珠獅子舞の演技音曲も先人の開拓の姿を後世に伝えるにふさわしいものであり、札幌市文化財保護条例にもとづく無形文化財に指定することが適切と判断する。(S49.10.17答申書より)
有形文化財	新琴似屯田兵中隊本部	北区新琴似8条3丁目 765-3048(現地管理人) 761-4205(新琴似まちづくりセンター)	札幌市	昭49.4.20	明治19年に新琴似屯田兵村の本部として建築されたもので、遺番所(中隊本部)としては札幌に残る唯一のもの。	北海道屯田兵制度が本道明治期の開拓にのこした巨大な足あとであり、現在この屯田兵制度に係わる建築遺構は極めて少なく、かつ屯田兵の兵事のみならず日常の農、家事に至るまで向うことができ、屯田兵制度の歴史を記念するきわめて貴重な遺産として札幌市が誇るべき文化財であると認める。 (S49.3.11起案より)
史跡	手稲山口バツタ塚	手稲区手稲山口324-308	札幌市	昭53.8.21	明治16年にトノサマバツタの大群を駆除するために、大量の卵のうを埋めた畝状の塚跡。	
有形文化財	木造日蓮聖人坐像	中央区南11条西9丁目 豊葦山妙心寺 511-7634	豊葦山妙心寺	昭56.7.21	彩色寄木造りで、僧日住が厄除けのため寛文6年(1666年)に造立させたもの。	数多くある日蓮聖人坐像の中でも製作された年代が明確であること、寄せ木作りで巧みに製作されていること、修行を積んだ仏師の作である事、着衣に変化をもたしていること、厄除けに造立されたものとしては、他に例がみられないこと、修理は彩色のみで造形部分は修理されていない事
有形文化財	旧黒岩家住宅(旧簾舞通行屋)	南区簾舞1条2丁目 596-2825	札幌市	昭59.3.28	明治5年に有珠新道の交通の要所となるミソマップ(簾舞)に建築されたもので、札幌における通行屋の唯一の遺構。	官営の開拓使の通行屋として、建築初期の使用材、小屋組み等原形のまま注意深く保存しており、三代に亘って黒岩家住宅として生活を営んできた家屋であることから、生活の時代時代の変遷に伴い、室内部、特に増築以後の部分は多くの点で補修、改造はしているものの、道路と併行しての切妻造で通行屋の構造、開拓使の初期の家屋構造上貴重な建物であると同時に開拓農家の建物、現存する札幌最古の木造建築物として注目されている。 今、百年の歳月を超えて当時の建物が現存していることは、文化史的意義においても非常に貴重であり、今後、市の文化財として指定の上十分な保存処置を講じていただき、開拓期における先人の面影を後世に残していただきたい。(「文化財指定の申請について」より)
有形文化財 及び 史跡	札幌村・大友亀太郎関係 歴史資料及び史跡	東区北13条東16丁目 札幌村郷土記念館 782-2294	札幌市	昭62.2.20	慶応2年(1866年)、札幌村は大友亀太郎によって開拓が進められ、その後、玉葱栽培の先進地として発展した。これらの歴史資料及び役宅跡。	その開拓の記録は札幌本府の公式記録から除かれており、当該資料は札幌のひいては北海道の発展を知るうえで貴重な歴史資料であり、また、役宅跡は歴史的記念物として極めて重要であります。また、札幌村は北海道における玉ねぎ栽培の先進地、中心地として発展してまいりましたが、その農具等資料は、農具の改良、工夫、耕作の改善などの歩みを知るうえで貴重な歴史資料
有形文化財	旧琴似川流域の堅穴住居跡分布図	中央区南22条西13丁目 札幌市埋蔵文化財センター 512-5430	札幌市	平16.8.25	明治27・28年頃高畑宜一氏により作成された、市内都心部から北区麻生町付近までの掘文時代(約1300年～800年前)の堅穴住居跡の窪みを約720カ所記録した分布図。	当時の人類学・考古学などの研究状況を知る上で極めて重要な資料で、全国的にみても、堅穴住居跡などを広範囲に記録した遺跡分布図としては最古級のもので、また、地図の精度が高く、当時の人名・建物名や出土品などの内容についても詳しく書かれており、非常に資料的価値も高いものです。 さらに、この分布図によって市内で新たに39カ所の遺跡が確認されており、本市の都市部の遺跡の分布状況を知る上でも不可欠な資料になっています

有形文化財	札幌市 N30 遺跡出土品	中央区南22条西13丁目 札幌市埋蔵文化財センター 512-5430	札幌市	平16. 8. 25	平成7・8年に、西区二十四軒4条1丁目 目で発掘調査した縄文時代後期から 晩期（約3700～2300年前）の出土品 （1,413点）。縄文時代晩期末の墓か らは、土偶やサメの歯も出土。	縄文時代後期初頭から晩 期末まで（約3,700～2,300年前）の約1,4 00年間の出土品で、 これらは質・量共に優れており、本市にとっ てはこの時期の標準資料となる ものです。 特に、縄文時代晩期末の墓の上に副えられて いた土偶は造形・文様が優美 な大型のもので、全道的にみても大変重要な 資料です。また、墓の中から2 列に並んで発見されたサメの歯は、装飾品や 工具などとして、木や革などに 歯を植え込んで使った様子が分かる珍しい資 料です。さらに、墓の周辺から 見つかった琥珀（こはく）製の玉類も保存状態 がよい貴重な資料です
有形文化財	札幌独立キリスト 教会文書	中央区大通西22丁目 札幌独立キリスト教会 641-3522	札幌独立 キリスト教会	平28. 7. 28	クラーク博士起草の「イエスを信ず る者の契約」等、明治初期の文書計7 点。	1点目として、札幌におけるキリスト教伝道・受 容の黎明期を具体的 に示す教会文書であり、開拓期の札幌の生 活・文化をうかがい、知ることができること。 貴重な資料として位置づけられること。 2点目として、横浜・熊本と並ぶ日本三大バン ドとされる札幌バンド成立の 実態が示されており、近代日本におけるキリス ト教（とりわけプロテスタント） の果たした文化的役割を知る上で重要と評 価されること。 最後、3点目として、これらの文書が当時から 存続する組織の中で現存して いること自体が大変貴重であること。

令和2年4月1日現在